

岩手県告示第809号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定に基づき、次の区域を海岸保全区域として指定する。

令和3年12月3日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 海岸名 岩手県三陸北沿岸野田海岸広内地区海岸
- 2 指定区域 次の基点1から基点21までの各点を順次に直線で結んだ線及び基点21と基点1を直線で結んだ線により囲まれた区域

- 基点1 北緯40度07分41秒8132、東経141度50分21秒5007
- 基点2 北緯40度07分52秒1826、東経141度50分31秒5824
- 基点3 北緯40度07分51秒6220、東経141度50分32秒0916
- 基点4 北緯40度07分52秒1606、東経141度50分33秒0591
- 基点5 北緯40度07分52秒5219、東経141度50分33秒7378
- 基点6 北緯40度07分52秒7793、東経141度50分33秒4798
- 基点7 北緯40度07分52秒9766、東経141度50分33秒7723
- 基点8 北緯40度07分52秒7376、東経141度50分34秒0119
- 基点9 北緯40度07分52秒7836、東経141度50分34秒1345
- 基点10 北緯40度07分52秒4578、東経141度50分34秒4278
- 基点11 北緯40度07分52秒3002、東経141度50分34秒2481
- 基点12 北緯40度07分52秒1759、東経141度50分34秒3701
- 基点13 北緯40度07分52秒1450、東経141度50分34秒3660
- 基点14 北緯40度07分52秒1331、東経141度50分34秒3779
- 基点15 北緯40度07分51秒9914、東経141度50分34秒5687
- 基点16 北緯40度07分50秒0839、東経141度50分37秒7711
- 基点17 北緯40度07分39秒3291、東経141度50分26秒5343
- 基点18 北緯40度07分26秒3629、東経141度50分14秒8138
- 基点19 北緯40度07分14秒6867、東経141度50分08秒1915
- 基点20 北緯40度07分16秒4566、東経141度50分03秒8621
- 基点21 北緯40度07分28秒3095、東経141度50分09秒6553

備考 関係図面は、岩手県県土整備部河川課及び県北広域振興局土木部に備えておいて縦覧に供する。